

常総市告示第 20 号

常総市市民農園貸付要綱を次のように定める。

平成 21 年 3 月 12 日

常総市長 長谷川 典子

常総市市民農園貸付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業者以外の都市住民等が野菜、花その他の農作物を栽培する農業体験を通じて、自然にふれ合い、農業に対する理解を深めるとともに、遊休農地の利用促進及び地域の活性化を図るために市が行う特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定する特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民農園)

第 2 条 貸付けの用に供する農地（以下「市民農園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
常総市あすなろの里市民農園	常総市大塚戸町 4 1 0 5 番及び 4 1 0 6 番

(貸付対象者)

第 3 条 貸付けを受けることができる者は、農業者以外の者で、農業活動に意欲のある者とし、1 世帯につき 1 人とする。

(区画割)

第 4 条 市民農園は、おおむね 50 平方メートルごとの区画に分割をして貸付けを行う。

2 貸付けは、1 人 1 区画とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(貸付けの期間)

第 5 条 貸付けの期間は、市長が決定する貸付けの開始の日から当該開始の日の属する年度の末日までとする。

2 前項の場合において、市長が特に認めるときは、貸付けの期間を年度ごとに更新することができる。

(賃貸料)

第6条 貸付けに係る賃貸料は、1平方メートル当たり年額100円とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途から貸付けを受ける場合の賃貸料は、貸付けの開始の日の属する月からの月割りにより算出するものとし、算出した額に100円未満の端数が生じるときは、これを四捨五入した額とする。この場合において、1月未満の日数があるときは、これを1月として計算する。

3 賃貸料は、一括して前納するものとする。

(行為の制限)

第7条 市民農園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

建物、工作物等を建築し、又は設置すること。

営利を目的として農作物を栽培すること。ただし、市内の農産物直売所で販売する場合を除く。

貸付けを受けた市民農園を転貸し、又はその賃借権を譲渡すること。

樹木又は永年性の農作物を栽培すること。

貸付けを受けた区画以外の土地への無断での立入り、附属施設の不正な利用、ごみの投棄、指定された場所以外への駐車その他の利用者又は近隣の住民の迷惑となる行為をすること。

(貸付けの募集)

第8条 貸付けを受けようとする者の募集は、市広報紙又は市ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

2 前項の募集は、貸付けの対象とする市民農園の区画、貸付けの期間、応募の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。

(貸付けの申込み)

第9条 貸付けを受けようとする者は、常総市市民農園貸付申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(貸付けの決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあった者のうちから貸付けをする者(以下「借受者」という。)を決定するものとする。

2 前項の場合において、申込みをした者が募集した市民農園の区画の数を超えるときは、その者のうちから抽選により借受者を決定するものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定により借受者を決定したときは、常総市市民農園貸付決定通知書（様式第2号）により当該借受者に通知するものとする。
（貸付けの期間の更新）

第11条 第5条第2項の規定により貸付けの期間の更新を受けようとする借受者は、期間満了の日の10日前までに市長に申し込まなければならない。
2 前2条（前条第2項を除く。）の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

（貸付けの解除）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを解除することができる。

借受者から貸付けを解除したい旨の申し出があったとき。

正当な理由がなく貸付けを受けた区画の耕作を行わないとき。

借受者が第7条その他この告示に規定する事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けを解除したときは、常総市市民農園貸付解除通知書（様式第3号）により当該貸付けに係る借受者に通知するものとする。
（市民農園の返還）

第13条 借受者は、第5条第1項の規定による貸付けの期間が満了したとき又は前条第1項の規定により貸付けを解除し、若しくは解除されたときは、速やかに市民農園を原状に復し、市に返還しなければならない。この場合において、農作物、器材等の有価物が残存しているときは、借受者は、これを放棄したものとみなす。

2 前項の場合において、借受者は、市民農園の土壌の改良その他機能の向上に要した費用について、市に求償することができない。

（損害への対応）

第14条 市は、第7条に規定する行為の制限に対する違反、第12条の規定による貸付けの解除、天災、病害、盗難その他の原因により発生した農作物、器材等の損害又は事故については、その責めを負わないものとする。

2 借受者は、自己の責めに帰すべき理由により市民農園若しくはその周辺の土地の土壌を汚損し、又は附帯施設を破損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（賃貸料の返還）

第15条 既に納付された賃貸料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

借受者の責めによらない理由により貸付けができなくなったとき。

前号に掲げるもののほか、相当な理由があると市長が認めたとき。

- 2 前項の場合において、賃貸料の一部を返還するときは、既納の賃貸料から市民農園を利用した期間について第6条第2項の規定により算出した月割りの額を控除した額とする。

(委託)

第16条 市長は、市民農園の適切な維持管理及び運営を図るため、必要に応じて市民農園の管理及び運営を委託することができる。

- 2 委託に係る業務の範囲は、次のとおりとする。

市民農園及びその附帯施設の見回り

市民農園における農作物の栽培等の指導

借受者に対する適切な維持管理を行うための指導

前3号に掲げるもののほか、市民農園の維持管理のため市長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、市民農園の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

常総市市民農園貸付申込書

年 月 日

常総市長 殿

（申込者）住 所

氏 名

電話番号



常総市あすなろの里市民農園の貸付けを受けたいので、常総市市民農園貸付要綱第9条の規定により次のとおり申し込みます。

区 分	新 規		更 新
区画番号	第1希望		
	第2希望		
耕作予定 農作物			
備 考			

様式第2号（第10条関係）

常総市市民農園貸付決定通知書

年 月 日

殿

常総市長



次のとおり常総市あすなろの里市民農園の貸付けを決定したので、常総市市民農園貸付要綱第10条第3項の規定により通知します。

借 受 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
区 画 番 号		
貸付けの期間	年 月 日から	年 3月31日まで
賃 貸 料	円（一括前納）	
賃 貸 料 の 支 払 期 限	別途通知による。	
貸付けの区分	新規 継続（当初貸付けの開始日 年 月 日）	
貸付けの条件	裏面注意事項による。	

注 意 事 項

- 1 貸付けの期間は、年度ごとに更新できる場合がありますので、更新を希望するときは、期間満了の日の10日前までに申し込んでください。ただし、法律の規定により最初に貸付けを受けた日から5年を超えて貸付けを受けることはできません。
- 2 市民農園における次の行為を禁止します。
 - 建物，工作物等を建築し，又は設置すること。
 - 営利を目的として農作物を栽培すること。ただし，市内の農産物直売所で販売する場合を除きます。
 - 貸付けを受けた市民農園を転貸し，又はその賃借権を譲渡すること。
 - 樹木又は永年性の農作物を栽培すること。
 - 貸付けを受けた区画以外の土地への無断での立入り，附属施設の不正な利用，ごみの投棄，指定された場所以外への駐車その他の利用者又は近隣の住民の迷惑となる行為をすること。
- 3 貸付けは，貸付けの期間内であっても借受者の都合により解除できますので，解除を希望する場合は申し出てください。
- 4 次の各号のいずれかに該当したときは，貸付けを解除することがあります。
 - 正当な理由がなく貸付けを受けた区画の耕作を行わないとき。
 - 借受者が本書の貸付けの条件のほか常総市市民農園貸付要綱の規定に違反したとき。
- 5 貸付けの期間が満了し，又は貸付けを解除したときは，速やかに市民農園を原状に復して返還してください。この場合において，農作物，器材等の有価物が残存しているときは，これを放棄したものとみなします。
- 6 借受者が市民農園の土壌の改良その他機能の向上に要した費用については，市に求償することができません。
- 7 市は，本書の貸付けの条件の違反，貸付けの解除，天災，病害，盗難その他の原因により発生した農作物，器材等の損害又は事故については，その責任を負いません。
- 8 借受者は，自己の責めに帰すべき理由により市民農園若しくはその周辺の土地の土壌を汚損し，又は附帯施設を破損し，若しくは滅失したときは，その損害を賠償しなければなりません。
- 9 納付された賃貸料は，原則として返還しません。

